

第 15 回
幕別町・忠類村合併協議会
会 議 録

平成 1 7 年 1 月 1 4 日

幕別町・忠類村合併協議会

第15回幕別町・忠類村合併協議会

議事日程

第15回幕別町・忠類村合併協議会

(平成17年1月14日 14時00分 開会)

| | | |
|-------|---------------------------------------|-----|
| 日程第1 | 開会 | 4分 |
| 日程第2 | 会議録署名委員の指名 (諸般の報告) | 5分 |
| 日程第3 | 調整結果報告第3号 保健・医療事業の取扱いについて | 5分 |
| 日程第4 | 議案第22号 合併協議に関する住民説明会スケジュール等について | 8分 |
| 日程第5 | 協議第18号 高齢者福祉事業の取扱いについて(再提案) | 8分 |
| 日程第6 | 協議第33号 行政区・町内会の取扱いについて(協議) | 12分 |
| 日程第7 | 協議第36号 住民自治充実のための取扱いについて(新規提案) | 13分 |
| 日程第8 | 協議第37号 一部事務組合等の取扱いについて(新規提案) | 14分 |
| 日程第9 | 協議第38号 事務組織及び機構の取扱いについて(新規提案) | 16分 |
| 日程第10 | 協議第39号 町・字名の区域及び名称等の取扱いについて (新規提案) | 18分 |
| 日程第11 | 協議第40号 消防組織の取扱いについて(新規提案) | 19分 |
| 日程第12 | 協議第41号 環境衛生事業の取扱いについて(新規提案) | 20分 |
| 日程第13 | 協議第42号 その他福祉事業の取扱いについて(新規提案) | 22分 |
| 日程第14 | 協議第43号 その他事業の取扱いについて(新規提案) | 24分 |
| 日程第15 | 第16回協議会の開催期日について | 25分 |
| 日程第16 | 閉会 | 25分 |

会 議 録

第15回幕別町・忠類村合併協議会

1. 開催年月日 平成17年1月14日
2. 招集の場所 忠類村コミュニティセンター大ホール
3. 開会 1月14日 14時00分宣告
4. 応集委員 全委員
5. 出席委員 (21名)
会 長 幕別町 岡田和夫
副会長 忠類村 遠藤清一
幕別町 西尾治 本保証喜 瀨藤太郎 佐々木芳男 多田順一
若原輝男 杉山勝彦 瀬上良明 宮本真由美
忠類村 邊見敏夫 杉坂達男 南山弘美 齊藤順教 帰山孝夫
村上富二 小原喜久雄 加藤修治 森徹 菅野由紀子
6. 欠席委員 (1名)
幕別町 吉村学
7. 幹事
幕別町 助役 西尾治 企画室長 金子隆司 総務部長 新屋敷清志
忠類村 助役 邊見敏夫 総務課長 川島廣美 企画課長 水谷幸雄
8. 専門部会
幕別町 総務課長 菅 好弘(総務部会長)
企画室参事 羽磨知成(企画部会長)
町民課長 熊谷直則(住民部会長)
幕別消防署副署長 佐藤勇(消防部会長)
忠類村 保健福祉課長 米川伸宣(保健福祉部会長)
9. 事務局
事務局長 金子隆司 事務局次長 上野寛
総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
計画調整班長 原田雅則 計画調整班員 細澤正典 甲谷英司 西明正博
10. 調整結果報告
調整結果報告第3号 保健・医療事業の取扱いについて
11. 議案
議案第22号 合併協議に関する住民説明会スケジュール等について
12. 協議
協議第18号 高齢者福祉事業の取扱いについて(再提案)
協議第33号 行政区・町内会の取扱いについて(協議)

- 協議第36号 住民自治充実のための取扱いについて（新規提案）
- 協議第37号 一部事務組合等の取扱いについて（新規提案）
- 協議第38号 事務組織及び機構の取扱いについて（新規提案）
- 協議第39号 町・字名の区域及び名称等の取扱いについて（新規提案）
- 協議第40号 消防組織の取扱いについて（新規提案）
- 協議第41号 環境衛生事業の取扱いについて（新規提案）
- 協議第42号 その他福祉事業の取扱いについて（新規提案）
- 協議第43号 その他事業の取扱いについて（新規提案）

13. 会議録署名委員の指名

忠類村 小原喜久雄 加藤修治

14. 傍聴人 (13人)

議事の経過

(平成17年1月14日 14時00分 開会)

[開会]

議長(岡田和夫) 皆さん、新年明けましておめでとうございます。

皆さん方には、ご家族ともども、お元気で新しい年を迎えられたことと、心からお慶びを申し上げますとともに、本日、元気なお姿を拝見でき、心より嬉しく思っているところであります。

いよいよ、現行合併特例法の適用期限であります3月31日が目前に迫ってまいりました。

幕別町と忠類村で再スタートを致しましてから、合併協定項目の44項目のうち、既に30項目の決定をいただきました。本日の協議項目を含めると、9割を超える項目について提案をさせていただきました。

今後は、2月に開催予定の住民説明会により、住民の皆さんの意向を把握し、その結果を受けて、2町村議会に合併関連議案を提出できればと考えているところであります。

私ごとで恐縮ですが、今年^{とり}は酉年でありまして、遠藤副会長が昭和20年の3月生まれ、私が同じ20年の4月生まれでありまして、二人揃って今年^{そろ}は還暦を迎えることとなります。

ご承知かどうか知りませんが、還暦^{えと}というのは60年で干支に還るという意味があるのだそうでありまして。また、元^{もと}に還るという意味があるのだということでもありますけども、まさに今年^{えと}は戦後60年、そして私どもが日ごろ、その法に基づいて行っております地方自治法ができて58年を迎えるということになるわけがあります。

そうした年に、私達二人が還暦を迎えると。気持ちも新たに、皆さんとともに、新しい町づくりに向けて頑張らせていただきたいというふうに思っております。

もちろん、当然のことではありますが、私どものみならず、議会議員の皆さん、そして、2町村住民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、十勝のみならず、北海道の自治体の模範となる、新しい町の姿を描いていくことができればというふうに、年頭考えているところであります。

寒い時期が続きます。そしてまた道路状況も大変悪いわけではありますが、まずは当面の目標であります合併特例法の切れす3月末日まで、皆さんのご意見、そしてご協力をいただきながら、本協議会、進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、規約第10条第

1項の規定により、ただ今から第15回幕別町・忠類村合併協議会を「開会」致します。

お手元の議事日程に従いまして、進めてまいりますが、本日は、調整結果報告、議案、再提案項目、協議項目、さらに新規提案項目と、たくさんの種類がありますので、ひとつ、よろしくお願いを申し上げます。

[会議録署名委員の指名]

議長（岡田和夫） それでは、日程第2、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、忠類村の小原委員、加藤委員を指名致します。

[諸般の報告]

議長（岡田和夫） 次に、事務局より諸般の報告を致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 幕別町の吉村委員から、欠席される旨のご連絡をいただいております。

以上です。

[調整結果報告第3号 保健・医療事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第3、調整結果報告第3号につきましては、調整方針の決定に基づきまして、分科会・専門部会で調整し、幹事会で調整・決定した結果の報告であります。

それでは、調整結果報告第3号、「保健・医療事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 調整結果報告第3号、「保健・医療事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き下さい。

第8回協議会、さらには第14回協議会において決定されました「保健・医療事業の取扱いについて」に関わる調整方針のうち、『合併時に再編する』とされておりましたものを、2ページから12ページまでに掲載を致しております別紙のとおり、調整の結果をご報告させていただくものであります。

2ページをご覧下さい。

健康教育のうち、集団健康教育であります。病態別健康教育につきましては現行のとおり、運動教室につきましては、対象を「全住民」から「20歳以上」とした

うえで、現行のとおり実施するものであります。

3ページをご覧ください。

お達者クラブ、老人福祉センター健康教育、ころばん塾につきましては、幕別町
のみの事業であります。老人福祉センター健康教育を除きまして、事業名称を変
更のうえ、新町に事業を拡大することとしたものであります。

4ページをお開き下さい。

^{こつそしょうしょう}骨粗鬆症予防教室につきましては、忠類村のみの事業であります。新町に事業
を拡大することとしたものであります。

男の料理教室につきましては、実施回数を調整したうえで、現行のとおり実施す
るものであります。

レディースクッキング教室につきましては、忠類村のみの事業であります。実
施回数を調整のうえ、新町に事業を拡大することとしたものであります。

5ページをご覧ください。

ここからは、健康診査及び検診業務になりますが、まず最初に、健康診査全体を
通じての調整の基本的な考え方について、ご説明を申し上げます。

1点目は、対象者についてであります。2町村におきましては、個々の診査に
よりまして「30歳以上」、「35歳以上」といった対象年齢を定めておりますが、調
整に当たりましては、原則として、老人保健法に定められている対象年齢でありま
す「40歳以上」としたところであります。

2点目は、個人負担についてであります。人間ドック及び脳ドックを除きまし
て、個人負担を医療費の個人負担と同等としたところであります。従いまして、検
診委託にかかる費用の70歳未満は3割、70歳以上は1割を負担していただくこと
としたものであります。

この2点に関わる見直しにつきましては、以下の説明の中では省略させていただ
きますので、^{あらかじ}予めご了承いただきたいと存じます。

それでは、個別の説明に入らせていただきますが、基本健康診査につきましては、
委託先に忠類診療所を追加するものであります。

人間ドックにつきましては、高度な検査であり、疾病予防・早期発見に効果が高
いことから、町の負担を1万2,000円とし、個人負担を、一般住民2万4,750円、
帯広厚生病院における農協組合員1万8,450円とするものであります。

6ページをご覧ください。

脳ドックにつきましては、幕別町のみ事業であります。これを新町に拡大す
ることとし、人間ドックと同様の理由により、町の負担を6,000円とし、個人負担
を、帯広厚生病院及び帯広第一病院の場合1万5,000円、帯広協会病院及び北斗病
院の場合1万4,000円とするものであります。

成人歯科健康診査につきましては、幕別町のみ事業であります。これを新町

に拡大し、委託先に忠類歯科診療所を追加するものであります。

検診業務のうち、肺がん検診、7ページの胃がん検診、さらには8ページの大腸がん検診につきましては、前段ご説明申し上げました対象者及び個人負担を除きまして、現行のとおりとするものであります。

子宮がん検診につきましては、厚生労働省の指針改正に伴い、対象者を20歳以上の隔年^{かくねん}とするものであります。

9ページをご覧ください。

乳がん検診につきましては、子宮がん同様、指針の改正に伴い、対象者を40歳以上の隔年とし、医師の経験に頼らざるを得ない視触診^{ししよくしん}を廃止し、マンモグラフィーのみの検診とするものであります。

10ページをご覧ください。

骨粗鬆症検診につきましては、対象者を40歳から69歳までとし、委託先を帯広厚生病院のみとするものであります。

結核検診につきましては、法改正に伴い、対象者を65歳以上とし、委託先に帯広厚生病院を追加するものであります。

11ページをご覧ください。

肝炎ウィルス検診であります。ここで字句の訂正をお願い致します。調整結果の欄の対象者、40歳から70歳までとなっておりますが、70歳を69歳にご訂正を願います。

肝炎ウィルス検診につきましては、対象者を40歳から69歳までの基本健康診査受診者の希望者とするものであります。

12ページをご覧ください。

エキノコックス症検診につきましては、対象者を小学3年生以上とし、国の指導により検診を実施すべきとされております小学3年生と中学2年生を無料とするものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、調整結果報告第3号、「保健・医療事業の取扱いについて」は、報告のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、調整結果報告第3号は、報告のとおり承認されました。

[議案第 22 号 合併協議に関する住民説明会スケジュール等について]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 4、議案第 22 号、「合併協議に関する住民説明会スケジュール等について」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 議案第 22 号、「合併協議に関する住民説明会スケジュール等」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の 13 ページをご覧ください。

住民説明会につきましては、すべて合併協定項目の協議を終えた段階で、住民の皆様には協議結果を説明するものでありますが、各町村におきましては、合わせて、合併の是非にかかる意見聴取、懇談の場となるものであります。

開催日程につきましては、説明会資料の作成期間並びに説明会から^{はいちぶんごう}廃置分合等の合併関連議案提出時期までの期間を考慮し、2月14日から16日までの3日間の間に、幕別町6回、忠類村5回の説明会を開催するものであります。

なお、住民説明会の進め方、会議の持ち方等につきましては、それぞれの町村の判断に^{ゆだ}委ねるものであります。

以上です。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご質問・ご意見等がございましたら、お受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問・ご意見がありませんので、議案第 22 号、「合併協議に関する住民説明会スケジュール等について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、議案第 22 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 18 号 高齢者福祉事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） それでは次に、協議に入りますが、再提案の協議項目につきましては、本日、提案・説明し、ただちに協議をいただくこととなりますので、よろしくお願いを申し上げます。

日程第 5、協議第 18 号、「高齢者福祉事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 18 号、「高齢者福祉事業の取扱い」につきまして、ご説明

を申し上げます。

議案書は 14 ページ、資料は 1 ページからになります。資料の 2 ページをご覧ください。

独居老人等ふれあい訪問事業のうち、訪問サービス事業につきましては、「新町の事業として合併時に再編する」となっておりましたが、調整の結果、財政負担を考慮し、「幕別町の例により、合併時に統合する」とするものであります。

3 ページをご覧ください。

し尿^{にょうくみとりりょう}汲取料及び上下水道使用料等助成事業につきましては、「事業のあり方について、合併時までに調整する」となっておりましたが、「合併する年度の翌年度以降 3 年度の経過措置により、助成金額を段階的に調整し、平成 21 年 3 月 31 日をもって廃止する」とするものであります。経過措置につきましては、助成金額を現行の金額に対し、平成 18 年度 75%、平成 19 年度 50%、平成 20 年度 25%とするものであります。

除雪サービス事業につきましては、「事業内容及び実施方法について、合併時までに調整する」となっておりましたが、実施内容・方法について、住民との協働も含め、多様な形態が考えられますことから、「新町において調整する」とするものであります。

4 ページをご覧ください。

外出支援サービス事業につきましては、幕別町のみのものであります。これを新町に拡大することとし、「幕別町の例により、再編する」とするものであります。

5 ページをご覧ください。

訪問給食サービス事業につきましては、「事業内容について、合併時までに調整する」となっておりましたが、「幕別町の例により、合併時に統合し、実施回数は新町において調整する」とするものであります。

なお、忠類村の昼食交流会については、生きがい活動支援通所事業として合併時に再編し、おせち料理につきましては、合併時に廃止とするものであります。

6 ページをご覧ください。

寝具乾燥サービス事業につきましては、「事業内容について、合併時までに調整する」となっておりましたが、「幕別町の例により、合併時に統合する」とするものであります。

7 ページをご覧ください。

徘徊^{はいかい}高齢者家族支援事業につきましては、幕別町のみのものであります。これを新町に拡大することとし、「幕別町の例により、再編する」とするものであります。

緊急通報体制等整備事業につきましては、更別村の通報先が 2 町村と異なっておりましたので、機器の更新時に更別村の方式に統合することを想定しておりました。

が、2町村の方式に差異がないことから、決定済の内容からただし書きを削るものであります。

8ページをご覧ください。

軽度生活援助事業につきましては、幕別町のみのものでありますが、これを新町に拡大することとし、「幕別町の例により、再編する」とするものであります。

9ページをご覧ください。

生活管理指導員派遣事業につきましては、更別村のみのものでありますので、事業そのものを削るものであります。

生きがい活動支援通所事業につきましては、幕別町のみのものでありますが、これを新町に拡大することとし、「幕別町の例により、再編する」とするものであります。

10ページをご覧ください。

在宅高齢者等介護手当支給事業につきましては、「事業内容について、合併時までに調整する」となっておりましたが、「幕別町の例により、合併時に統合する」とするものであります。

11ページをご覧ください。

敬老事業のうち、敬老祝金につきましては、「合併時に再編する」となっておりましたが、将来の財政負担を考慮し、「敬老祝金として満80歳に1万5,000円、米寿祝金として数え年88歳に2万円をそれぞれ支給することに再編する」ものであります。

ただし、忠類村におきましては、現在、敬老祝金として75歳以上に2万円、米寿祝金として5万円を支給しておりますことから、^{げきへんかんわそち}激変緩和措置と致しまして、12ページの表にありますように、敬老祝金につきましては、75歳に、平成18年度1万5,000円、平成19年度1万円、平成20年度5,000円を支給することとし、米寿祝金につきましては、平成18年度4万円、平成19年度3万円を支給することとするものであります。

13ページをご覧ください。

長寿祝金につきましては、「合併時に再編する」となっておりましたが、「幕別町の例を基準に再編する」とするものであります。

敬老会につきましては、「事業内容について、合併時までに調整する」となっておりましたが、「幕別町の例を基準に合併時に再編し、対象者については、幕別町の例により、平成19年度に統合する」とするものであります。

忠類村の対象者は、現在、昭和4年12月31日以前に生まれた者となっており、これを据え置くこととしておりますことから、平成17年は76歳以上、平成18年は77歳以上となり、平成19年度には幕別町の例により、9月15日現在で77歳以上となるものであります。

14 ページをご覧ください。

生活管理指導短期宿泊事業につきましては、更別村のみの事業でありますので、事業そのものを削るものであります。

介護用品等給付事業につきましては、幕別町のみの事業であります。これを新町に拡大することとし、「幕別町の例により、再編する」こととするものであります。

15 ページをご覧ください。

温泉敬老入浴事業につきましては、「事業のあり方について、合併時まで調整する」となっておりましたが、財政負担、忠類地域における高齢者の交流促進や3セクでありますアルコ 236 の利用促進などを総合的に勘案し、「現行のとおり新町に引き継ぎ、忠類地区の対象者に給付する無料入浴券の枚数を、平成 18 年度 30 枚、平成 19 年度 20 枚、平成 20 年度 10 枚と段階的に調整し、平成 21 年度から事業の趣旨を尊重し、新たな手法により実施する」とするものであります。

温泉入浴移送サービスにつきましては、温泉敬老入浴事業の対象者を移送するものでありますので、「温泉敬老入浴事業に合わせて、事業のあり方について、調整する」とするものであります。

16 ページをご覧ください。

高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業につきましては、更別村のみの事業でありますので、事業そのものを削るものであります。

デイサービスセンター、訪問介護事業所、17 ページの生活支援ハウス運営事業につきましては、いずれも忠類村のみの事業でありますので、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とするものであります。

18 ページをご覧ください。

在宅介護支援センター運営事業につきましては、「基幹型は合併時統合、地域型は合併時再編」となっておりましたが、調整の結果、「基幹型は幕別地域に 1 カ所、地域型は幕別地域に 2 カ所、忠類地域に 1 カ所設置する」とするものであります。

1 ページに戻りますが、調整の内容につきましては、ただ今、ご説明申し上げました内容を整理したものであります。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『 2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。

なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。

合併時に統合するもの。

3 デイサービスセンター、訪問介護事業所及び生活支援ハウス運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

4 在宅介護支援センター運営事業については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 基幹型支援センターについては、幕別地域に1カ所設置する。

(2) 地域型支援センターについては、幕別地域に2カ所、忠類地域に1カ所設置する。」と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致したいと思っております。ございませんでしょうか。

よろしいですか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご意見がありませんので、協議第18号、「高齢者福祉事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(岡田和夫) 異議がありませんので、協議第18号は、原案のとおり決定されました。

[協議第33号 行政区・町内会の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第6、協議第33号、「行政区・町内会の取扱いについて」は、前回、提案・説明を致しておりますので、本日は協議に入らせていただきます。

それでは、協議第33号、「行政区・町内会の取扱いについて」を議題と致します。事務局より説明致させます。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第33号、「行政区・町内会の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の15ページをご覧ください。

本議件につきましては、第14回協議会におきまして提案・説明させていただいておりますので、調整方針の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

『1 行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。

2 行政区の名称については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする。

3 行政(公)区長会議については、年2回開催する。

4 行政区内の配布物については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定め

るものとする。』

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、ご意見を、お受け致します。

よろしいですか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご意見がありませんので、協議第 33 号、「行政区・町内会の取扱いについて」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（岡田和夫） 異議がありませんので、協議第 33 号は、原案のとおり決定されました。

[協議第 36 号 住民自治充実のための取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 7、協議第 36 号から、日程第 14、協議第 43 号までの 8 協議項目につきましては、新規提案項目でありますので、本日は、提案・説明とし、協議は次回に行います。

それでは、協議第 36 号、「住民自治充実のための取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致させます。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 36 号、「住民自治充実のための取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 16 ページ、資料は 19 ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

本協定項目につきましては、地域自治組織等小委員会に付託され、4 月以降、継続的に審議が行われ、地域自治組織に関する各町村の意向が示されたところで、更別村の脱退により、審議が打ち切られたところではありますが、今回提案させていただいた調整方針につきましては、小委員会の中で示されました忠類村の意向に沿った内容となっているものであります。

調整の内容と致しましては、

1 点目として、地域住民の意向を行政に反映させるため、あるいは、住民と行政との協働のまちづくりを推進するための住民組織の設置。

2 点目として、住民の意向を受け止め、実現するための行政組織の構築。

3 点目として、合併後の一定期間における助役の設置の 3 つを柱とするものであります。

1 点目の住民組織につきましては、20 ページに参考資料として、条例案を添付させていただいておりますが、地方自治法に定める町長の附属機関として仮称ではありますが、地域住民会議を設置し、当該地域にかかる政策、予算、各種計画等、地域

振興全般に関し、答申し、または意見を述べるとともに、住民と行政との協働の調整役を担^にっていただくことを想定しているものであります。

条例の内容につきましては、今後、2町村の住民の皆さんからご意見を伺いながら、成案を取りまとめしていくこととなるものであります。

2点目の行政組織につきましては、後ほど説明させていただきます協議第38号、「事務組織及び機構の取扱い」の資料39ページにイメージ図を掲載しておりますように、地域振興を担当する部署の配置を予定しているものであります。

3点目の助役^の設置につきましては、激変緩和的な意味合いも持ち合わせておりますが、地域課題への対応、地域の取りまとめ、本庁との調整など、総合支所の統括^{とうかつ}責任者と致しまして、合併後の1任期に相当する期間、すなわち4年間ということになりますが、一般職の総合支所長に代えて助役を設置するものであります。

22ページには、参考法令を掲載しております。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、条例で、新町の区域を分けた区域を単位として地域住民会議(仮称)を設置することができるものとし、本庁及び総合支所に地域住民会議の事務局を担当する部署を置くものとする。』

また、総合支所の長については、1任期に相当する期間に限り、一般職の職員に代えて助役を置くものとする。』と、するものであります。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 「住民自治充実のための取扱いについて」、説明が終わりました。

提案内容について、ご質問等があれば、お受け致します。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご質問がありませんので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第37号 一部事務組合等の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第8、協議第37号、「一部事務組合等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第37号、「一部事務組合等の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書は17ページ、資料は23ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

一部事務組合につきましては、市町村の事務の一部を共同処理するため、知事の

許可を得て設置する特別地方公共団体を指すものでありますが、2 町村に共通する一部事務組合と致しましては、23 ページの北海道市町村職員退職手当組合、24 ページの北海道市町村総合事務組合、25 ページの北海道市町村備荒資金組合、26 ページの北海道町村議会議員公務災害補償等組合、27 ページの十勝圏複合事務組合の 5 つがあります。

これらの組合につきましては、編入合併により、忠類村の法人格が消滅を致しますことから、「忠類村は合併の日の前日をもって脱退する」とするものであります。28 ページをご覧ください。

忠類村が加入致しております南十勝 3 町村複合事務組合につきましては、住民の利便性と経費負担の観点から、忠類地域を事務処理の対象区域として、引き続き加入することが望ましいことから、「忠類村は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に参加する」とするものであります。

30 ページをご覧ください。

消防事務組合につきましては、新町として、幕別町が加入する東十勝消防事務組合に参加することと致しまして、「南十勝消防事務組合につきましては、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する」とするものであります。

31 ページをご覧ください。

機関の共同設置につきましては、市町村が共同して執行機関または附属機関を設置することを指すものでありますが、介護認定審査会につきましては、新町として、幕別町が共同設置する東十勝介護認定審査会に参加することと致しまして、「南十勝介護認定審査会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する」とするものであります。

32 ページから 34 ページまでは関係法令、35 ページは先進事例を載せております。議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『 1 北海道市町村職員退職手当組合、北海道市町村総合事務組合、北海道市町村備荒資金組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合、十勝圏複合事務組合及び南十勝消防事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。
- 2 南十勝 3 町村複合事務組合については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退し、新町として合併の日に参加する。
- 3 南十勝介護認定審査会については、忠類村は合併の日の前日をもって脱退する。」と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、協議第 37 号、「一部事務組合等の取扱いについて」の提案内容について、ご質問を、お受け致します。

ございませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご質問がありませんので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第 38 号 事務組織及び機構の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 9、協議第 38 号、「事務組織及び機構の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 38 号、「事務組織及び機構の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 18 ページ、資料は 36 ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

合併時におけます事務組織及び機構につきましては、下に記載しております「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するとともに、合併後においても、常に組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする、というものであります。

「新町における事務組織・機構の整備方針」につきましては、^{そうかつ}総括方針と個別整備方針の 2 本立てと致しておりますが、このうち、1 の「総括方針」につきましては、新町の組織機構を整備する上での基本的な方針と致しまして、 から までの項目に取りまとめたものであります。

次に、2 の「個別整備方針」につきましては、本庁、総合支所、支所及び出張所の設置及び本庁と総合支所の機能を整理したものであります。については、新町に設置する組織を明記したものであります。

については、11 月 29 日の第 13 回協議会において再提案し、決定をいただきました「新町の事務所の位置」の調整方針を再掲したものであります。^{さいけい}

につきましては、本庁及び総合支所の機能を明示したものであります。このうち、現忠類村役場に置かれず総合支所の機能については、「住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する」とするものであります。^{しよしょう}

につきましては、幕別町の支所、出張所は現行のまま存続することを明記したものであります。

37 ページ、38 ページにつきましては、2 町村の機構図を載せたものであります。

39 ページ、40 ページにつきましては、合併時における事務組織機構のイメージ図であります。組織機構、職員数とともに、「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき、合併期日に向け、さらに検討を重ねる必要がありますことから、

イメージという表現で掲載させていただいたものであります。調整方針を検討する上での参考資料として、ご覧をいただきたいと存じます。

41 ページ、42 ページにつきましては、先進事例を載せております。

議案書をご覧下さい。

調整方針と致しましては、

『新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、新町においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。

新町における事務組織・機構の整備方針

1 総括方針

新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構

住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構

住民の声を適正に反映することのできる組織機構

簡素で効果的な組織機構

新町建設計画を円滑に遂行できる組織機構

指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構

地方分権に柔軟に対応できる組織機構

新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

2 個別整備方針

新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、2 町村の現庁舎を有効活用する。

幕別町役場を本庁とし、忠類村役場を総合支所として設置する。

本庁は、町全体に係る施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌する。

総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌する。

幕別町の支所、出張所は現行のまま存続する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、協議第 38 号、「事務組織及び機構の取扱いについて」の提案内容について、ご質問を、お受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長(岡田和夫) ご質問がありませんので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第 39 号 町・字名の区域及び名称等の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 10、協議第 39 号、「町・字名の区域及び名称等の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 39 号、「町・字名の区域及び名称等の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 19 ページ、資料は 43 ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

幕別町の町・字の区域及び名称は、現行のとおりとしますが、忠類村の字につきましては、すべて字を削り、「忠類」を冠するとともに、現行の字忠類及び字元忠類の一部、言い換えますと、市街地区域については、行政区の区割りに従い、忠類の下に行政区名を付すものであります。

これを資料に従いまして、具体的にご説明申し上げますと、現行「忠類村字忠類」は、合併後「幕別町忠類栄町しろがねまちから幕別町忠類白銀町ぶんかつ」の 5 つの町に分割されるものであります。

また、「忠類村字元忠類」は、「幕別町忠類元忠類」、「幕別町忠類幸町」、「幕別町忠類本町」の 3 つに分割されるものであります。

なお、「字忠類」から「忠類幸町」になる区域と、「字元忠類」から「忠類幸町」になる区域には、同一地番が生ずることとなりますことから、「字元忠類」から「忠類幸町」になる 18 筆につきましては、地番に 100 を足した数字を新たな地番とすることで、法務局と調整中であります。

44 ページにつきましては、2 町村の町・字名の現況を整理したものであります。幕別町には 29 の町と 23 の字、忠類村には 15 の字があります。

45 ページは関係法令、46 ページは先進事例を載せております。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『 1 幕別町の町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。

2 忠類村の字の区域及び名称については、次のとおり合併時に再編する。』

と、するもので、表につきましては、朗読を省略させていただきます。

以上でございます。

議長(岡田和夫) 説明が終わりましたので、協議第 39 号について、提案内容についてのご質問がございましたら、お受け致します。

ありませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご質問がありませんので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第 40 号 消防組織の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 11、協議第 40 号、「消防組織の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 40 号、「消防組織の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 20 ページ、資料は 47 ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

消防署が属する消防事務組合につきましては、協議第 37 号、「一部事務組合等の取扱い」の中で、『新町として、幕別町が加入する東十勝消防事務組合に加入する』こと、ご提案申し上げておりますことから、「大樹消防署忠類支署については、幕別消防署忠類支署とする」とするものであります。

48 ページをご覧ください。

忠類消防団につきましても、忠類支署が東十勝消防事務組合に属することとなりますことから、東十勝消防事務組合に引き継ぐものと致しますが、東十勝消防事務組合における位置付けや定数など、「組織及び運営等について、新町において調整する」とするものであります。

49 ページをご覧ください。

報酬につきましては、団員の報酬に^{きい}差異があり、しかも、支給時期・方法も異なりますことから、「東十勝消防事務組合の例により、合併する年度の翌年度に統一する」とするものであります。

費用弁償につきましては、支給項目、算定方法に差異がありますので、「東十勝消防事務組合の例により、合併時に統一する」とするものであります。

50 ページは関係法令、51 ページは先進事例を載せております。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『 1 大樹消防署忠類支署については、幕別消防署忠類支署とする。

2 消防団については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 忠類消防団については、現行のとおり東十勝消防事務組合に引き継ぐものとする。ただし、消防団の再編に向け、組織及び運営等について、新町において調整する。

(2) 報酬については、東十勝消防事務組合の例により、合併する年度の翌年度に統一する。

(3) 費用弁償については、東十勝消防事務組合の例により、合併時に統一す

る。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、協議第 40 号、「消防組織の取扱いについて」の提案内容について、ご質問を、お受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問がありませんので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第 41 号 環境衛生事業の取扱いについて]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 12、協議第 41 号、「環境衛生事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長（金子隆司） 協議第 41 号、「環境衛生事業の取扱い」について、ご説明を申し上げます。

議案書は 21 ページ、資料は 52 ページからになりますが、ここで字句の訂正をお願い致します。議案書 21 ページ、調整方針の 1、「町営墓地と」ありますものを「町村営墓地」と訂正願います。同じく資料 52 ページ、調整の内容の 1 につきましても、「町村営墓地」と訂正願います。

それでは、資料の 52 ページをご覧ください。

町村営墓地につきましては、幕別町 10 カ所、忠類村 1 カ所の墓地を「現行のとおり新町に引き継ぐ」とするものであります。

53 ページをご覧ください。

火葬場につきましては、幕別町にのみ設置されており、忠類村につきましては、南十勝 3 町村複合事務組合が設置運営する火葬場を使用しておりますことから、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とするものであります。

ごみ収集につきましては、収集方式、回数にそれぞれ差異がありますが、新町全体の^{きんこう}均衡を考慮し、「現行のとおり新町に引き継ぎ、収集回数については、新町において調整する」とするものであります。

ごみ分別につきましては、協議第 37 号、「一部事務組合等の取扱い」の中で、『幕別地域と忠類地域を分けて、それぞれが異なる一部事務組合に加入する』というご提案を申し上げましたように、ごみ処理施設が異なってまいりますことから、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とするものであります。

54 ページをお開き下さい。

ごみ処理手数料につきましては、金額の差異が大きいことから、「合併する年度の翌年度から 5 年度以内に統一することとし、減免については合併時に廃止する」

とするものであります。

し尿収集につきましては、事業内容に差異がありますが、特に収集運搬料金の調整に時間を要しますことから、「現行のとおり新町に引き継ぎ、事業内容については、新町において調整する」とするものであります。

55 ページは管内のごみ袋 1 枚当たりの料金比較、56 ページは関係法令、57 ページには先進事例を載せております。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『 1 町村営墓地及び火葬場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 ごみ収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、収集回数については、新町において調整する。
- 3 ごみ分別については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 ごみ処理手数料については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度から 5 年度以内に統一する。ただし、減免については、合併時に廃止する。
- 5 し尿収集については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、協議第 41 号、「環境衛生事業の取扱いについて」の提案内容について、ご質問を、お受け致します。

宮本委員。

委員（宮本真由美） 幕別、宮本でございます。

資料 54 ページにあります、ごみ処理手数料の減免について、お伺い致します。

今、現在、忠類村には減免制度があり、乳幼児を育てる親や寝たきりのお年寄りを介護している家庭にとっては、経済的にも精神的にも非常にありがたい制度だと思えます。

これを合併時に廃止するという調整内容になっておりますが、私と致しましても、とてもお気の毒に感じられます。何か緩和策なり、お考えいただけないものでしょうか。

議長（岡田和夫） ご質問いただきました、ごみ処理手数料の減免についてでありますけれども、実は幕別町は、昨年 10 月から有料化に入ったのですけれども、いっさい、減免適用を設けずにスタートをしている状況であります。

先般、幕別町議会の中にあっても、この減免制度を設けるべきではないかというような、ご意見もありました。

ただ、先ほどもちょっと、老人の介護用品給付事業というところで、説明がありましたけれども、幕別は、ごみで出た時には有料なのですけれども、その前段で、

紙おむつを介護用品として、対象者に給付しているというような事業もあります。

そういったことから、先般の議会でも私は、ごみの減免と、あるいは一方、給付、赤ちゃん、あるいは寝たきり老人に対する紙おむつの給付も合わせて考える中で、いわゆる福祉施策と環境施策との両方の中で、今後、検討させていただきたいという答弁をさせていただきました。

そういったことから、今回の調整方針、いわゆる、ごみの減免の中では、合併時廃止ということになっておりますけれども、一方では給付ということも含めながら、これから検討させていただければというふうに思っておりますので、ひとつ、ご理解をいただければというふうに思います。

よろしいでしょうか、よろしいでしょうか。

ほか、ございませんか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) それでは、ほかに、ご質問がありませんので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第 42 号 その他福祉事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 13、協議第 42 号、「その他福祉事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 42 号、「その他福祉事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 22 ページ、資料は 58 ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

災害見舞金につきましては、被災対象、金額に差異がありますことから、「幕別町の例により、合併時に統合する」とするものであります。

災害弔慰金につきましては、2 町村とも、国の制度に準じて実施しておりますことから、「現行のとおり新町に引き継ぐ」とするものであります。

59 ページをご覧ください。

戦没者追悼式^{ついで}につきましては、開催日に差異がありますことから、「幕別町の例により、合併時に統合する」とするものであります。

福祉バスにつきましては、対象に差異がありますことから、「現行のとおり新町に引き継ぎ、対象については、幕別町の例により、合併時に統合する」とするものであります。

60 ページをご覧ください。

町村社会福祉協議会につきましては、60 ページから 62 ページにかけて、2 町村の社会福祉協議会の事業内容、団体助成、委託事業、財務状況等の現況につい

て記載しておりますように、その事業内容は多岐に渡るうえ、団体助成や町村からの委託事業を数多く実施するなど、町村とともに地域福祉の推進を担っていただく極めて重要な公共的団体であります。社会福祉法の規定により、1つ以上の町村に1協議会と定められておりますことから、「合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるとともに、団体助成及び委託事業について、事業内容等を検討し調整に努める」とするものであります。

63 ページをご覧ください。

生活困窮世帯見舞品と次の遺児援護金給付金につきましては、幕別町のみのものであります。これを新町に拡大することとし、「幕別町の例により、合併時に再編する」とするものであります。

64 ページをご覧ください。

温泉入浴割引事業につきましては、70歳以上の高齢者及び乳幼児を除いた村民を対象に、アルコ236の入浴1回につき100円の割引券50枚を給付するものであります。幕別町では、十勝幕別温泉ホテル緑館が入浴料を300円割引して、500円で入浴できる町民サービスを実施しておりますことから、これを参考に、「アルコ236においても割引サービスを実施できるよう協力を要請する」とするものであります。

65 ページは関係法令、66 ページには先進事例を載せております。

議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

- 『1 災害見舞金については、幕別町の例により、合併時に統合する。
災害弔慰金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2 戦没者追悼式については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 3 福祉バスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、対象については、幕別町の例により、合併時に統合する。
- 4 社会福祉協議会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。また、団体助成及び委託事業については、事業内容等を検討し調整に努めるものとする。
- 5 生活困窮世帯見舞品及び遺児援護金給付金については、幕別町の例により、合併時に再編する。
- 6 温泉入浴割引事業については、合併時に廃止する。ただし、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ236においても町民割引サービスを実施できるよう協力を要請する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、協議第42号、「その他福祉事業の取扱いについて」の提案内容について、ご質問を、お受け致します。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長(岡田和夫) ご質問がありませんので、協議につきましては、次回に行います。

[協議第 43 号 その他事業の取扱いについて]

議長(岡田和夫) 次に、日程第 14、協議第 43 号、「その他事業の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明致します。

事務局長。

局長(金子隆司) 協議第 43 号、「その他事業の取扱い」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書は 23 ページ、資料は 67 ページからになりますが、資料の方をご覧ください。

行政改革及び行政評価につきましては、幕別町で行政改革、忠類村で行政評価を実施しておりますが、いずれも行財政運営上、必要なものでありますことから、「新町において速やかに取り組むものとする」とするものであります。

投票区につきましては、幕別町で 22 カ所、忠類村で 1 カ所設置しておりますことから「現行のとおり新町に引き継ぐものとする」とするものであります。

地籍調査につきましては、幕別町で本年度から、忠類村で平成 4 年度から、それぞれ実施しておりますことから、「現行のとおり新町に引き継ぐものとする」とするものであります。忠類村につきましては、平成 17 年度をもって終了の予定となっております。

68 ページをご覧ください。

指定金融機関等につきましては、幕別町は指定金融機関と収納代理金融機関を、忠類村は収納事務取扱金融機関をそれぞれ指定しておりますが、住民の利便性確保のため、「幕別町の指定金融機関及び収納代理金融機関を現行のとおり新町に引き継ぎ、忠類村農業協同組合を新町の収納代理金融機関として合併時に追加指定する」とするものであります。

総合計画につきましては、「新町建設計画を基調とした計画を新町において策定することとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き継ぎ運用する」とするものであります。

69 ページから 70 ページは関係法令、71 ページでは先進事例を載せております。議案書をご覧ください。

調整方針と致しましては、

『 1 行政改革及び行政評価については、新町において速やかに取り組むものとする。

2 投票区については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

- 3 地籍調査については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 指定金融機関等については、幕別町の指定金融機関及び収納代理金融機関は、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、忠類村の収納事務取扱金融機関のうち忠類村農業協同組合については、新町の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。
- 5 総合計画については、新町建設計画を基調とした計画を新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。』と、するものであります。

以上でございます。

議長（岡田和夫） 説明が終わりましたので、協議第 43 号、「その他事業の取扱いについて」の提案内容について、ご質問を、お受け致します。

ありませんか。

（なしの声あり）

議長（岡田和夫） ご質問がありませんので、協議につきましては、次回に行います。

[第 16 回協議会開催期日]

議長（岡田和夫） 次に、日程第 15、「第 16 回協議会の開催期日」につきましては、1 月 28 日、金曜日、午前 9 時 30 分から、幕別町民会館にて開催を致します。

後日、文書でご案内を申し上げますので、よろしく願いを申し上げます。

この際でありますから、委員の皆さんから、何かご意見等がございましたら、お受けを致したいと思えます。

よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

[閉会]

議長（岡田和夫） それでは、本日の日程、すべて終了を致しました。

以上をもちまして、第 15 回の幕別町・忠類村合併協議会を「閉会」致します。

長時間にわたり、ご協議をいただきまして、誠にありがとうございました。

15 : 02 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証す

るため、ここに署名する。

平成17年1月28日

議長（会長）

岡田 和夫

署名委員

小原 喜久雄

署名委員

加藤 修治